

千曲市告示第 101 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 30 日

千曲市長 小川 修一

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 用途地域を変更する区域

千曲市大字内川字押堀、字堀田久保、字西久保、字中川原及び字屋代仮堰外の各一部

大字上徳間字橋場、字町尾、字町尻、字十夜河原、字中村、字深田及び字古屋敷の各一部

大字磯部字河原田、字下河原、字欠端、字見附、字酉新田、字欠下、字街道端及び字流屋敷の各一部

3 縦覧場所

千曲市役所建設部都市計画課